

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致  
について（通達）

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡方法等については、  
公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致について（平  
成 2 3 年 1 0 月 2 0 日 付 群 刑 企 第 5 0 1 号 通 達。以下「旧通達」という。）によ  
り示されているところであるが、当該連絡及び送致を行う際の留意事項は、次のと  
おりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

記

1 長期未解決事件に関する検察官への連絡方法等

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち長期未解決のものに関しては、相当  
期間が経過する前に検察官への連絡を行う必要があるが、その際、下記の点に留  
意すること。

(1) 捜査の経過等に関する定期連絡

ア 連絡担当者の指定

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち長期未解決のものに関して検察  
官との定期連絡の窓口となる者（以下「連絡担当者」という。）について、  
刑事部刑事企画課の警部以上の階級にある者を指定するものとする。

イ 定期連絡の対象事件

定期連絡の対象となる長期未解決事件（以下「対象事件」という。）は、  
事件の態様その他の事情に照らして個別に判断することとなるが、公訴時効  
の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について（平成 2 2 年  
1 0 月 8 日 付 群 刑 企 第 4 1 5 号 通 達）を踏まえ、事件認知後 5 年が経過し  
たものについては、一律に対象とすること。

対象事件の捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、連絡担当者を通じて、  
少なくとも 1 年に 1 回、前橋地方検察庁の窓口となる検察官に対し、捜査の  
経過その他参考となるべき事項を連絡すること。

## (2) 証拠品の処分に関する連絡

捜査の過程等に関する定期連絡のほか、対象事件の捜査主任官は、必要に応じて連絡担当者を通じて、適宜の時期に、前橋地方検察庁の連絡窓口となる検察官に対し、証拠品の処分に関する事項を連絡すること。その際、将来の立証に支障が生じないように留意すること。

## 2 未検挙事件の送致

### (1) 未検挙事件の送致の検討

公訴時効が廃止された罪に係る事件については、被疑者を検挙するまで、一切、事件を検察官に送致することができないものではない。個別具体的な事情に照らし、次に掲げる要件のいずれかに該当し、警察として捜査を尽くしたと認められる事件については、検察官への送致を検討すること。この場合、公訴時効廃止に係る法改正の趣旨を十分に踏まえるとともに、検察官との緊密な連携を図ること。

ア 犯罪の時から長期間が経過して被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った場合

「被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った」とは、被疑者が100歳に達したと認められる場合であり、例えば、指紋等から被疑者が特定されており、その年齢が犯行時50歳であった場合は、犯行時から50年が経過したときとなる。なお、被疑者の年齢が不明である場合は、被疑者は犯行時20歳であったものとみなすこととし、犯行時から80年が経過したときに被疑者が100歳に達し死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったとする。

イ 犯罪の発生から30年を超え、更に相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観的証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断される場合

### (2) 事件送致における遺族への適切な説明

公訴時効の見直しの背景として、近時、被害者遺族を中心に、殺人等の人を死亡させた犯罪については、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がされたことを踏まえ、事件送致する場合には、被害者遺族のこのような心情に配慮し、適正な説明を行うこと。

### (3) 事件送致後の捜査

未検挙事件の送致の検討により、事件を送致した場合であっても、なお常に当該事件に関する新たな証拠の収集及び参考となるべき事項の発見に努めること。また、事件送致後、被疑者特定につながる新たな証拠が明らかになった場合などには、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。